

---

プロジェクト **税効果会計**  
項目 **本日の審議事項**

---

**これまでの審議事項**

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 6 月 6 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表をした。
  - 企業会計基準公開草案第 60 号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」
2. 本公開草案のコメント期間は 2017 年 8 月 7 日までであり、15 通のコメント・レターが寄せられた。
3. これまでの税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会では、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案の審議を専門委員会において 5 回、企業会計基準委員会において 4 回行った。

**本日の審議事項**

4. 本日の企業会計基準委員会では、これまでの検討内容を踏まえた上で、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について引き続き審議を行う（審議事項(2)-2）。

なお、前回までの議論の結果を踏まえ、「評価性引当額の注記の対象となる範囲」について議論を行う（審議事項(2)-3）。加えて、「開示に関する追加検討」についても、議論を行う（審議事項(2)-4）。

5. これまでの検討を踏まえた上で、以下の文案についても検討を行う。
  - 「公表にあたって」の文案（審議事項(2)-5）
  - 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の文案（審議事項(2)-6）
  - 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案（審議事項(2)-7）

## 審議事項(2)-1

- ・ 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の文案（審議事項(2)-8)
  - ・ 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」の文案（審議事項(2)-9)
6. なお、公開草案以降の修正事項は、基本的に公開草案の内容を明確化したものであり、公開草案における提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
  7. 第57回専門委員会（2017年12月13日開催）において聞かれた意見は、審議事項(2)-10に記載している。

以 上